

巻頭言

「新年の初夢と障害者権利条約総括所見」

理事長 新谷友良

明けましておめでとうございます。新型コロナウイルス感染が一向に収束しませんが、一方では新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けの見直しの議論が加速されると報道されています。季節性インフルエンザと同じ5類への引き下げがポイントのようですが、2類から5類に変更されると、現在公費負担となっているワクチン接種や診療に関わる費用の自己負担が発生する、感染者に外出自粛を求めることができない、新型コロナ対応の特別措置法に基づく緊急事態宣言などができなくなる、などの様々なことがあるようです。

そのような落ち着いた新年ですが、昨年障害分野では障害者権利条約の履行についての日本政府報告に関する国連の障害者権利委員会の審査が行われ、日本政府の施策に対する総括所見が発表されました。そのすべては私たちにとって非常に関連が深いものですが、特に私たちの取り組みに特別に重要なものを二つ選んでみました。

一つは、「すべての障害者の平等と完全な社会参加のために必要な支援を地域社会で受けることができるように、障害者資格・認定制度を含めた法律および規則を見直すこと」が勧告されたことです。私たちは聴覚障害の認定基準について、世界保健機関（WHO）の基準に沿うことを求めてデシベルダウンの運動を長年に亘って続けていますが、今回の総括所見の勧告はこの運動の方向を後押しするものとして高く評価できると考えています。

二つ目は、情報のアクセシビリティに関して、総括所見が「ウェブサイト、テレビ、メディアなどのアクセシビリティを確保するため、法的拘束力のある情報通信基準を策定すること」と「アクセシブルなコミュニケーション様式の開発、促進、利用のために十分な資金の割り当てをすること」を勧告している点です。昨年成立した「障害者情報アクセス・コミュニケーション施策推進法」も障害者の情報アクセシビリティ確保のための大きなフォローの風ですが、障害者権利委員会の総括報告は、障害者を超えた社会全体の情報アクセシビリティにまで視野を拡げた勧告のように理解されません。

私たち協会の取り組みが、このような社会の、世界の大きな流れに沿ったものであり、その一翼を担っていると思うことは、今年の初夢をとしては結構ふさわしいものではないかと思っています。